

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	損失補償の原因者に対する補償額の負担命令
根 拠 法 令	都市公園法
根 拠 条 項	第28条第4項
連 絡 先	(電話 621 - 5295 )
処 分 基 準	<p>【根拠条文】  (監督処分に伴う損失の補償)  第28条 【略】  2・3 【略】  4 公園管理者は、第1項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)